

**要望事項 (優先順位 1)**

樹木伐採について

**要 旨**

国道367号沿いでは、過去に一部枝打ちをしていただきましたが、樹木伐採が必要な箇所がまだありますので、土地所有者との話し合いを行っていただき、早急に対応をお願いします。

**回 答****(建設局)**

本市では、平成25年度から要望箇所の範囲の山側にて、災害時の緊急輸送道路の整備として災害防除事業を部分的に実施し、その事業において樹木の伐採も行っています。

それ以外の範囲において、道路に張り出している私有地の樹木は、基本的に森林組合等を通じて、所有者に伐採するようお願いしておりますが、道路交通に支障がある場合は、本市で伐採することがあります。

国道367号の沿線の通行に支障がある樹木につきましては、引き続き、所有者に対応をお願いしてまいります。